

扶桑土地改良区 農地転用 記載例

① 農地転用申出書

※譲受人が同一でも組合員が違う場合はそれぞれでの作成が必要です。


別表第1号様式

農地転用申出書

この度農地法第 条の規定により貴土地改良区区域内の下記農地を **宅地・雑種地** 転用申請したいのでこれに対する貴土地改良区の受理書又は意見書を交付して下さい。


年 月 日

提出日記載

住所 **農地所有者 住所氏名(押印)** 

組合員 氏名

住所 **譲り受ける方 住所氏名(押印)**

転用譲受人 氏名 **所有者と同じ場合は『同上』と記載** 

扶桑土地改良区理事長 様

記

大字名	字名	地番	地目	地積	転用面積	転用予定日	備考(転用の事由等)
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	田・畑	〇〇〇 [㎡]	〇〇〇 [㎡]	空白で可	住宅建築・分家住宅・駐車場等 農業委員会の転用申請と同じ理由
				[㎡]	[㎡]		

《添付書類》

案内図
各筆図(分筆する場合は、面積確定後とする。)
配置図

※改良区記入欄

受付番号	
工区	
地区 台帳番号	
賦課金滞納	有 ・ 無
用途区域	市街化・調整(農振)

② 組合員資格喪失届

別表第3号様式


組合員資格喪失届

私が耕作しておりました下記土地に対しては今回組合員の資格を喪失しましたから、土地改良法第43条第1項の規定によりお届けします。


年 月 日

提出日記載

住所 **耕作者(3条資格者)住所氏名(押印)**

耕作者 氏名 **※使用貸借契約していない場合は農地所有者を記載してください。** 

住所 **農地所有者 住所氏名(押印)**

所有者 氏名 **耕作者・所有者が同じ場合は『同上』で可** 

扶桑土地改良区理事長 様

記

大字	字	地番	地目	地積	役員		備考
					役員又は総代氏名	喪失年月日	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	田・畑	〇〇〇 [㎡]	空白で可	住宅建設・分家住宅・駐車場等 農業委員会の転用申請理由と同じ	畑かん受益区域 内 外
				[㎡]			
				[㎡]			

備 考 役員は関係総代と打合確認を得て認印を押して下さい。 **※畑かん水利受益農地の場合は内に○を付けてください。 ※水利受益かどうかは扶桑土地改良区で分かります。**

③誓約書(決済金)

別表第4号様式

年 月 日

扶桑土地改良区理事長 様

申 出 人
住 所
氏 名
負担金納付者
住 所
氏 名

譲渡人(農地所有者)・譲受人ど
ちらでも可 住所氏名(押印) (印)

譲渡人(農地所有者)・譲受人ど
ちらでも可 住所氏名(押印)※この負担
金納付者名で領収書を作成します。
申し出人と同じ場合は『同上』で可 (印)

誓 約 書

年 月 日付で提出しました農地転用申出に対し、扶桑土地改良区
農地転用等事務取扱規程により、扶桑土地改良区から申出人に協議されました下記
事項は、負担金納付者と共に承諾し、これを確実に履行することを誓約いたします。

農地転用申出に対する協議事項

- 農地転用により区費の収入減少に基づく残存組合員の区費過重賦課又は事業運営の減退を防止する
ために将来への補償金とし納付すること。
(下記(2)の金額)
- 転用土地に現に有する農業施設の改廃が農土地改良区の管理する施設の効用に影響を及ぼす場
合はその補償、工事の施行及び経費の負担をすること。

畑かん給水栓の 敷地内の有無	有	無
-------------------	---	---

記

(1) 経常賦課金(田、畑)	金	—	円	徴収しない
(2) 畑かん水利賦課金区域内農地	金	円	1㎡当り	30円
(3) 手数料(市街化調整区域内農地のみ)	金	円	1件当り	500円
合 計	金	円		

書類連絡先

提出日記載

当該転用農地内に畑地かん
が給水栓が立っている場合
は有りに○を付けてください。
※○の場合で『移設・撤去』し
たい場合は承認工事となりま
すので、別途許可申請手続き
をしてください。

●畑かん水利受益農地
転用面積(㎡)×30円
※水田及び畑かん区域外畑地につい
ては無し
※10円未満切捨て
複数の筆がある場合は合計面積で
算出

●市街化調整区域のみ意見書の
発行手数料が発生します。
意見書は当改良区から直接
扶桑町農業委員会へ提出しま
すのでお渡しする事はありません。

書類手続きをされる方の『氏名・連絡先』を必ず記載してください。

●扶桑町農業委員会へ農地転用申請を提出する際に【同時】に提出してください。

【提出部数】1部

- ◎農地転用申出書 添付書類・・・位置図・公図・平面図 (農業委員会農地転用の添付資料コピーでよいです)
※分筆して転用する場合は、登記簿謄本の写しを添付してください。まだ出来ていない場合は、確定測量図等の写しを付け後日謄本の写しを提出してください。
- ◎組合員資格喪失届 扶桑土地改良区役員の署名・押印が必要となります。(役員は区事務所にて分かります)
- ◎誓約書 農地の転用(脱退)に伴う決済金 (負担金納付者名義で領収書を作ります)
※農地転用申出書提出時に窓口で現金清算となりますので、出来る限りお釣りのないようご
協力をお願い致します。

【注意事項】

- 畑地かんが給水栓が敷地内にある場合で、**移設・撤去をしたい場合は原因者(農地転用者)負担となります。**
農業委員会から農地転用受理書・許可書が出た後に移設・撤去の許可申請(承認工事)となります。昭和40年当時に農地所有者間で今の位置が決められ共有物として立っているものですので、撤去に際してはその畑かん給水栓の受益範囲で影響のある農地所有者に承諾を取る必要があります。また、地区が簡易消火栓として位置づけている場合(地区の消火栓ホースBOXが設置されている等)は、今後の地区との付き合いに影響しないためにも地区の承諾も取っていただいております。影響のある畑かん水利受益者は当改良区において調べますので事前にご連絡ください。
- 扶桑町農業委員会において農地転用が認められなかった場合及び計画の中止等により農地転用を取り下げる場合は、扶桑土地改良区の決済金は窓口にて返金させていただきますので、決済金領収書を必ず持参していただき返金請求手続きをしてください。